

改正

平成19年5月28日規則第12号

平成24年5月1日規則第21号

平成24年6月22日規則第7号

平成26年6月30日規則第13号

平成28年4月1日規則第19号

肝付町補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 補助金等に関しては、法令、条例、他の規則等に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(意義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 補助金等 町が交付する補助金、助成金その他これらに類する相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の種類、補助率等)

第4条 補助金等の種類、補助率等は、町長が別に定める。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等交付申請書(様式第1号及び様式第1号の2。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長が別に指定する日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第2号)

(2) 収支予算(精算)書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金等の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、当該交付申請書を提出した補助事業者等に通知するものとする。

2 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の決定通知証を受理した補助事業者等は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書を受理した日から起算して10日を経過する日までに、町長と協議の上、当該通知に係る申請を取り下げることができる。

2 町長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定を取り消すものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金等の交付の決定の一部又は全部を取り消し、又はその決定した内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合

(2) 補助事業等の完成の見込みがないと認められる場合

(補助事業等の内容変更)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容について変更しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により、当該

補助事業者等に通知するものとする。

(1) 当該変更により補助事業等の事業費に変更を生じている場合 補助金等変更交付決定通知書（様式第6号）

(2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 補助金等事業計画変更承認通知書（様式第7号）

（工事の着手及び完成の報告）

第10条 工事を伴う補助事業等を行う補助事業者等は、当該工事に着手したとき、又は当該工事を完成したときは、工事着手（完成）報告書（様式第8号）により、その旨を町長に報告しなければならない。

（補助事業等の補助金等交付決定前着手）

第11条 補助事業者等は、やむを得ない事業により補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、補助金等事前着手承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金等事前着手承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助事業等の遂行）

第12条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他町長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

（状況報告等）

第13条 町長は、補助事業等の適正な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者等に対し、当該補助事業の実施状況を報告させ、又は実施に調査することができる。

（遂行等の命令）

第14条 町長は、前条の規定による報告又は実地調査により補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、直ちに補助金等実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画（実績）書

(2) 収支予算（精算）書

(3) 前2号に掲げるほか、町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第16条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う現地実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 前項の通知は、補助金等確定通知書(様式第12号。以下「確定通知書」という。)によりこれを行うものとする。

(是正のための措置)

第17条 町長は、実績報告書を受理した場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し、命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付の請求)

第18条 補助事業者等は、確定通知書を受理したときは、補助金等の交付の請求をすることができる。

2 補助金等の交付を請求しようとする補助事業者等は、町長が別に指定する請求書に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に請求しなければならない。

(補助金等の前金払及び概算払)

第19条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、補助金等の前金払又は概算払を受ける必要がある補助事業者等は、補助金等前金払(概算払)申請書(様式第13号)により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金等の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を当該補助事業者等に通知する。

3 前項の通知は、補助金等前金払(概算払)交付決定通知書(様式第14号)によりこれを行うものとする。

4 前条の規定は、補助金等の前金払又は概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは、「第19条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

(決定の取り消し)

第20条 町長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金等に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 当該補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件その他町長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業等の実施について不正の行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この規則の規定に違反する行為をしたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があったものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第21条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者等は、第20条の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を町に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を求められた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を町に納付しなければならない。

5 町長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第23条 町長は、補助事業者等が補助金等の返還を求められ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産の処分の制限）

第24条 補助事業者等は、補助事業等の実施により取得し、又は効用の増加した財産を当該補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りではない。

（立入検査等）

第25条 町長は、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又はその職員をして補助事業等の実施状況を調査し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（書類等の整備）

第26条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え付け、整備しなければならない。

（その他）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の内之浦町補助金交付要綱（昭和54年内之浦町要綱第55号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年 5 月28日規則第12号）

この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 5 月 1 日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 6 月22日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日規則第19号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日より前に交付された補助金等について、同日以後に返還を求めた場合における改正後の第22条第 1 項の加算金の計算については、同項中「その命令に係る補助金等の受領の日」とあるのは、「平成28年 4 月 1 日」と読み替えるものとする。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所
氏名 _____ ⑩

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

補助金等交付申請書

年度における(補助金等の名称)の交付を受けたいので、肝付町補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり同意^{*}し申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他
- 3 納税状況等の調査に関する事項
当該補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金事務の担当課が、本町税務課等に対し、私(又は団体、法人名を記入し、団体、法人名の後に「の構成員である役員全員(様式第1号の2のとおり)」を記入する。)の納税状況等を調査することに同意^{*}します。

※納税状況等の調査に関する事項

本同意に基づき提供された納税状況等は、当該補助金の交付事務以外には使用いたしません。

なお、納税状況等を調査した結果、町税、各納付金等の滞納がある場合は、補助金を減額調整することがあります。

肝付町長

様式第1号の2 (第5条関係)

補助金等交付申請書 「3 納税状況等の調査に関する事項」の対象者

補助団体名

* 役員名簿

番号	役職名	氏名	住所及び振興会名	※ 町税等の滞納の有無
1				有 無
2				有 無
3				有 無
4				有 無
5				有 無
6				有 無
7				有 無
8				有 無
9				有 無
10				有 無
11				有 無
12				有 無
13				有 無
14				有 無
15				有 無

{注} ※欄は、役場で記入します。

----- (町記入欄) ※以下には記載しないでください。-----

納税 (付) 状況依頼日	平成 年 月 日
依頼	課
課長	担当

納税 (付) 状況確認日	平成 年 月 日
確認	課
課長	担当



事業計画(実績)書

1 事業の目的

2 事業実施計画(実施)

様式第3号（第5条関係）
 収支予算(精算)書

1 収入の部

区分	予算額(予算額)	前年度予算額 (精算額)	比較		備考
			増	減	
計					

2 支出の部

区分	予算額(予算額)	前年度予算額 (精算額)	比較		備考
			増	減	
計					

第 年 月 日 号

様

肝付町長



補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度(補助金等の名称)について
は、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定に付する条件

- (1) 補助目的以外に使ってはならない。
- (2) 補助団体の構成員(特に役員)等に町税、各納付金等の滞納がある場合は、補助金を減額調整することがあります。

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所
氏名 _____ ㊟

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

補助金等事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた 年度(補助金等の名称)に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう肝付町補助金等交付規則第9条の規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙1のとおり
- 3 変更収支予算書 別紙2のとおり

(注意)

- 1 別紙1及び別紙2については、それぞれ補助金等交付申請書に添付した事業計画書及び収支予算書を用いて作成し、変更に係る部分は、2段書とし、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

第 年 月 日
号

様

肝付町長



補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度(補助金等の名称)の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金等の額を下記のとおり変更することに決定します。

記

1 補助金等の交付決定額

変更前

円

変更後

円

2 変更決定に付する条件

第 年 月 号
年 月 日

様

肝付町長



補助金等事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度(補助金等の名称)の計
画変更については、申請のとおり承認します。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所
氏名 _____



法人にあつては名称及び代表者の氏名

工事着手(完成)報告書

年度における(補助金等の名称)に係る工事を下記のとおり着手(完成)したので、肝付町補助金等交付規則第10条の規定に基づき報告します。

記

交付決定	
事業種目(工種又は施設区分)	
着手	
完成(予定)	
事業主体	
事業施行箇所	
施行方法(請負の場合は、請負者の住所、氏名等)	
事業量	
事業費	

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所
氏名



法人にあつては、名称及び代表者の氏名

補助金等事前着手承認申請書

年度において、(補助金等の名称)に係る事業を下記のとおり早期に実施したいので、承認くださるよう肝付町補助金等交付規則第11条の規定に基づき申請します。

記

1 事前着手の理由	
2 補助事業等の名称	
3 事業施行箇所	
4 事業費	
5 事業の概要	
6 着手予定年月日	
7 完成予定年月日	

第 年 月 日
号

様

肝付町長



補助金等事前着手承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度(補助金等の名称)については、下記の条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても、関係法令、規則等を遵守すること。

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所

氏名



法人にあつては、名称及び代表者の氏名

補助金等実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあつた 年度(補助金等の名称)に係る事業を実施したので、肝付町補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他

第 年 月 日
年 月 日

様

肝付町長



補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度(補助金等の名称)については、下記のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所
氏名 _____ ㊟

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

補助金等前金払(概算払)申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあつた
について、下記のとおり前金払(概算払)くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

金 円

事業費	補助金	前金払(概算払)受領 済額	前金払(概算払)申請額	残額

前金払(概算払)を必要とする理由

第 年 月 日
第 年 月 日

様

肝付町長



補助金等前金払（概算払）交付決定通知書

年 月 日付けで前金払（概算払）申請のあった 年度（補助金等の名称）については、肝付町補助金等交付規則第19条第2項の規定により、下記のとおり交付します。

記

前金払（概算払）の額 金 円（補助金の交付決定額 金 円）